

内部監査の実施状況について

(令和5年3月15日現在)

愛媛労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和4年10月11日 ～ 令和4年10月24日 にかけて実施	支出に関する事項 謝金等支払事務 旅費等支払事務 契約事務 資金前渡官吏事務 超過勤務手当の支払事務	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末日(3月31日)、旅費の支出に関する復命書が命令権者(総務課長)まで報告されていない事案があった。 ・随意契約情報のホームページ掲載場所が適切でない場所に掲載されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、年度末日の旅行命令権者(総務課長)不在の場合の復命書は、総務部長まで報告することを徹底する。 ・直ちに是正。 適切なホームページ掲載場所への掲載を行った。
松山労働基準監督署 他 4署 松山公共職業安定所 他 7所	令和4年10月3日 ～ 令和4年10月28日 にかけて実施	資金前渡官吏に関する事項 収入官吏及び出納員に関する事項 超過勤務手当の支払事務に関する事項 旅費等支払事務 物品管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿の備え付けが不十分なものが1件あった。(1官署) ・収入官吏(及び歳入歳出外現金出納官吏)事務取扱補助者に2名ずつ任命されているが、うち1名について事務分掌表上の記載が漏れているものがあった。(1官署) ・官用車使用要求書及び事後報告書において、旅費に係る日当発生の有無の記載漏れがあった。(3官署) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに是正。 旅行命令簿の備え付けを行った。 ・直ちに是正。 事務分掌上への記載を行った。 ・直ちに是正。 日当発生の有無を確認。日当が発生するものは旅費請求済みであることを確認した。